

請 願 書

「放射性物質の被害によって広島市民の生命・身体・財産が損なわれることのないよう広島市においてあらゆる施策を講じ、広島市地域防災計画に盛り込むことを求める請願」

災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法は、国の責務、都道府県の責務、市町村の責務等を定め、特に基礎的地方公共団体である市町村は、自然災害や原子力災害から住民の生命・身体・財産を保護する責務がある、と定めています。これに対して国は指導、支援、助言の責務、都道府県は広域調整の責務に止まります。いわゆる「市町村の住民保護の第一義的責務」条項であります。自然災害や原子力災害、あるいはそれらの複合災害から広島市民の生命・身体・財産を保護する第一義的責務は広島市長にある、ということとなります。

一方で地方自治法に定める二元自治の考え方に照らせば、「広島市民の生命・身体・財産を保護する第一義的責務」は、広島市議会にもあるということになります。この分野での広島市議会の活動に私たちが大きく期待するゆえんでもあります。

2017年12月13日、「被爆地ヒロシマ」の広島高等裁判所は極めて重要な決定を出しました。四国電力伊方原子力発電所3号炉の運転が住民の人格権侵害の具体的危険性があるので人格権保全を求めるとする仮処分命令申立事件において、「伊方原発から約100km離れた広島市民に関し、伊方原発3号炉の苛酷事故で放出される放射性物質によって、その生命・身体に直接的かつ重大な被害が及ぶ蓋然性がある」として同3号炉に運転禁止の仮処分命令を出しました。現在この裁判所命令は執行中です。

高裁決定という重みもさることながら、その判示内容には千金の重みがあります。

この広島高裁決定の重さに比較し、広島市行政のこうした分野での危機管理の在り方をみると、「被爆都市ヒロシマ」の名にふさわしからぬ内容の薄さです。広島市地域防災計画をみると、福島原発事故で例示されたような自然災害と原子力災害との複合災害を全く想定していません。広島高裁決定に含まれた警告を重くみるならば広島市において、直近の伊方原発の苛酷事故で放出される放射性物質を含む、ありとあらゆる放射性物質から広島市民の生命・身体・財産を保護する、危機管理対策を含むあらゆる施策を講じ、広島市地域防災計画に盛り込むべきです。

私たちは伊方原発からの、それを含むあらゆる「放射性物質の被害によって広島市民の生命・身体・財産が損なわれることのないよう広島市においてあらゆる施策を講じ、広島市地域防災計画に盛り込む」よう請願します。

「被爆地ヒロシマ」は、あらゆる放射能による理不尽な被害を地球上から根絶する、またそれを主導する歴史的な使命を負っていると信じます。放射性物質による新たな被曝被害者を出してはならない。被爆地ヒロシマの高裁決定の重要性に鑑み、上記請願を採択されんことを強く求めます。

広島市議会議長 永田 雅紀 殿

伊方原発広島裁判原告団
団 長 堀江 壯
副団長 伊藤 正雄

名 前	郵便番号	住 所

※個人情報 は適切に管理し、署名提出以外での目的で使用しません。

<署名締切日>

2018年5月末日までに下記住所にお送り下さい。

<署名送付先>

伊方原発広島裁判原告団

〒733-0012 広島県広島市西区中広町 2-21-22-203

E-mail : h-saiban@hiroshima-net.org

TEL : 090-7372-4608

URL : <http://saiban.hiroshima-net.org>

<注意事項>

記名は直筆でお願いします。住所は番地までお書き下さい。